今次ノ例ニ於テハ会人カ本月十五日夜ニ於テ決
シ同時ハ兵庫ナル組合ノ行動因ハ貯蓄地ニ於テハ
差止メルコトアルト為合月中旬ノ頃附近ニ同一
工場業従中ノ日本人従業員ニ分ニ職工経営
科（一番状）ヲ準ヒシ之ヲ会地ニ於ケル手
ルト知悉シ執レモ工場規程ニ抵触スルヲ以
止期間ヲ予メノ命令ハ相当ト認メ勤務ニテ服シ
便ナル策ヲ按シ来レリ
加フルニ本回ノ会例ニ於テハ前ノ如キ態策ノ会ニ於
業ハ能ハサルトナル意気込ナルモ一般従業者ハ無
冷静ニシテ能ク従業ニ同情スルカ如キ態度ヲ持シ
ヲ以テ労働ノ援ヲ惹起スルカ如キコト万ナカルヘシ
ト推思料
右及申（通）報候也

13.10.11 第5-5-2号

総務部長 了

情報課長

兵発労秘第一三九九号

大正十三年十月七日

兵庫県知事 平塚廣義

内務大臣 若槻禮次郎殿
社会局長官殿
警視総監殿
京都 大阪 岡山 府県長官殿

燐寸小函素地職工労銀復旧方嘆願ニ関スル件

燐寸小函素地職工カ貨銀ノ値下ケニ関シ紛議ヲ起シ解決シタル顛末ニ就テハ客月六日兵発労秘第一二九四号ヲ以テ既報ノ處左記七工場ニ属スル燐寸小函素地工ニシ